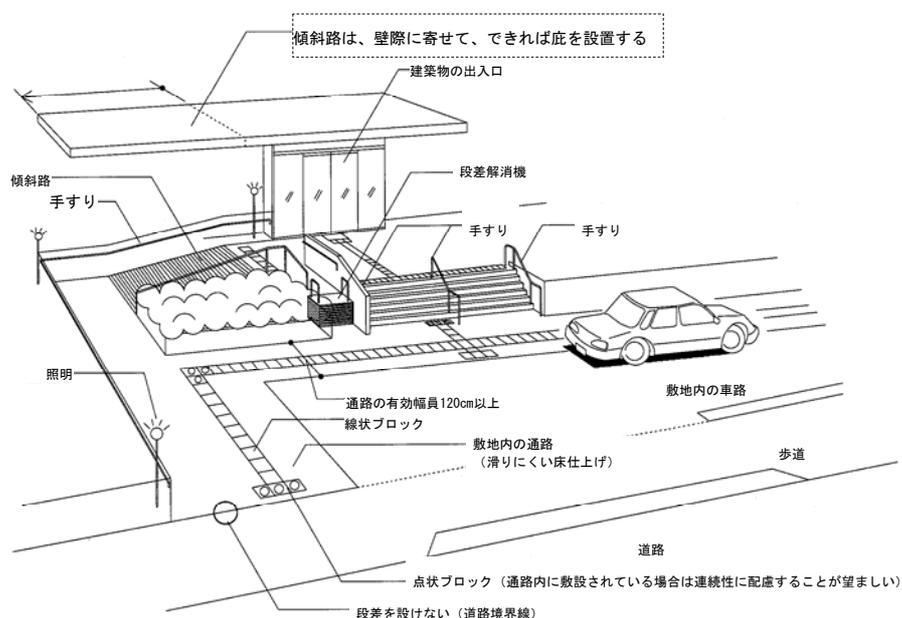


2. 1 敷地内の通路

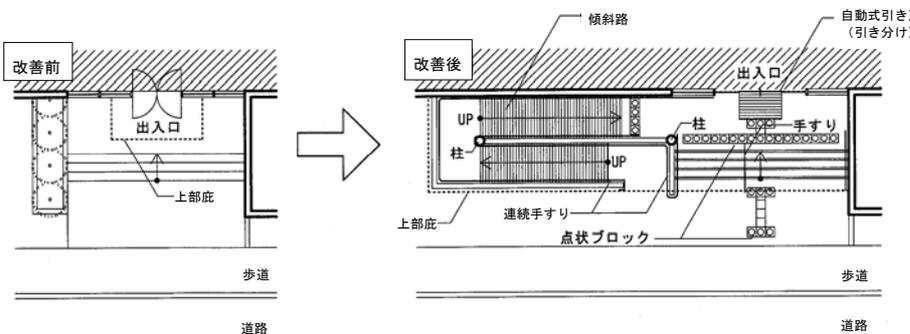
◆設計の考え方◆

- ・敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、高齢者・障害者等に円滑に利用できるものとする。（ただし、地形が特殊な場合等は、車寄せから建物出入口までが、円滑に利用できるものとする。）
- ・歩行者用の通路と車路の分離や傾斜路、昇降機による段差の解消、車いす使用者の利用に対応した通路幅員の確保、夜間の照明や視覚障害者の誘導等に配慮する。
- ・敷地内の通路の基本的な考え方は、様々な移動上の制約を受ける人も、制約を受けない人と同じように利用できるよう配慮していくことである。

●建築物の出入口と地盤面間に高低差を設けざるを得ない場合



●改善例



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合

- ・傾斜路を設ける
- ・階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・自動式引き戸に改善する
- ・手すりを設置する
- ・玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する